

通算法人に係る通算特定税額控除規定の適用可否の判定  
に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六(八)

継支 統給 雇額 用に 者係 給 与 要 等件	各通算法人の継続雇 給額の合計額 (別表十八(二))			金 額 に 係 る 要 件	各通算法人の対象年度の基準通算所得 等金額の合計額 (別表十八(二)「10の計」) (マイナスの場合)	10	円
	各通算法人の継続雇 給額の合計額 (別表十八(二))				前事業年度の基準通算所得 等金額の合計額 (前事業年度の月数調整前の(9)の計)		
	継続雇 用者給 与等 要件 (1)-(2) (2) (((1)-(2)) < 0 又は (1)=(2)=0 の場合は 0) (3) ≥ 0.01 又は 0.005、(1) > (2) 又 は (1)=(2)=0	3					
			4				
国内 設 備 投 資 額 に 係 る 要 件	各通算法人の国内設備投資額の合計額 (別表十八(二)「8の計」)	5					
	各通算法人の当期償却費総額の合計額 (別表十八(二)「9の計」)	6			各通算法人の前事業年度の基準通算所得 等金額の合計額を合計した金額 (別表十八(二)「11の計」) (マイナスの場合は 0)	12	
	各通算法人の当期償却費総額の合計額 の30%相当額 (6) × $\frac{30}{100}$	7					
	(5) > (7)		8		(10) ≤ (12)	13	該当・非該当

【No.42】 通算グループ内のいずれかの法人が次の(1)又は(2)の制度の適用を受ける場合、4欄、8欄又は13欄のいずれかが「該当」となっていますか。  
(1) 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(九)、同付表）  
(2) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(十四)、同付表）

【No.4】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

令四・四・一以後終了事業年度分